

新型コロナウイルス感染の疑い
 ▷平日 8:30-17:15 ☎ 0940-36-6098
 宗像・遠賀保健福祉環境事務所
 ▷夜間・休日 ☎ 092-471-0264
 保健所夜間休日緊急連絡番号

緊急事態宣言発令中
 福岡県を含む全国に「緊急事態宣言」が発令されています。
 ●不要不急の外出、人と人が濃密な環境を発生させる場所や換気が不十分な場所・施設などへの出入りは自粛してください。
 ●住民や各種団体が行う総会などは中止や延期を行い、書面決議に切替えるなどを検討してください。

- 水巻町役場 ☎ 201-4321
 FAX 201-4423
- コミュニティ無線
 確認ダイヤル ☎ 201-9119
- 中央公民館 ☎ 201-0401
 FAX 201-0411
- 南部公民館 ☎ 202-2472
 FAX 202-2473
- 総合運動公園
 ・スポーツ振興係 ☎ 201-4000
 ・テニスコート ☎ 201-5757
- いきいきほーる
 健康課 ☎ 202-3212
 FAX 202-3621
- 子育て
 支援センター ☎ 203-5772
 FAX 203-5806
- ほっと
 ステーション ☎ 203-1555
 (児童少年相談センター) FAX 203-1553
- 図書館 ☎ 201-5000
 FAX 201-0995
- 歴史資料館 ☎ 201-0999
- 障害者
 福祉センター ☎ 201-0794
- サクラほーる
 (高齢者福祉センター) ☎ 201-3344
- 北九州市上下水道局
 ・お客様センター ☎ 582-3031
 ・西部工事事務所 ☎ 644-7820
- 【遠賀・中間の休日救急医療】
 遠賀中間休日
 急病センター ☎ 282-9919

お知らせ
 ふつから布団で快適な生活を
 寝具洗濯サービス

自宅で介護を受ける高齢者や重度身体障がい者の寝具を預かり、洗濯・乾燥・消毒を行います。

- 対象者
 ▽寝具の衛生管理が困難な65歳以上の1人暮らし高齢者
 ▽老衰や心身の障がい、傷病などの理由で寝たきり状態にある65歳以上の高齢者
 ▽重度の身体障がいのために寝たきり状態の身体障がい(児)者
- 寝具預かり日 6月10日(水)・11日(木)
- 寝具返却日 6月17日(水)・18日(木)
- 費用
 敷・掛布団、毛布など3点で600円
 ※マットレスを含む場合は3点で800円です。

移住・定住ポータルサイトを開設しました

町への移住・定住を検討している子育て世代の人たちなどが、町独自の支援制度や魅力ある場所を簡単に把握できるように、専用サイトを開設しました。皆さんのインターネット利用状況などから、サイトはスマートフォン向けのデザインにしています。町の特徴をぜひ確認してみてください。



水巻町
 移住・定住
 ポータルサイト

●問い合わせ 役場定住促進係

**年に一度は受けましょう
 後期高齢者の健康診査**

病気の早期発見、早期治療のためには、年に一度の健康診査が重要です。後期高齢者医療加入者には、5月下旬までに受診票が届く予定です。ただ、新型コロナウイルスの緊急事態宣言期間中は受診できませんので注意してください。

●受診方法 実施医療機関に予約して、保険証と受診票を持って受けてください。

●費用 500円

●問い合わせ 後期高齢者医療広域連合 ☎ (092) 651局3111番

**戦没者などの遺族へ
 特別弔慰金が支給されます**

戦没者などの遺族に第11回特別弔慰金を支給します。詳しくは問い合わせください。

●対象 戦没者などの死亡当時の三親等内の遺族のうち1人が対象となります。

**移住・定住を応援！
 定住促進奨励金**

- 対象 町内で新たに住宅(新築・中古や一戸建て・マンションを問わず)を購入し、移住・定住をする世帯
 ※自治会加入など、対象要件がありますので、詳しくは問い合わせください。
- 奨励金額
 ▷30万円 中学校卒業前の子どもを含む、住宅所有者の直系親族で構成される3世代以上の世帯
 ▷20万円 中学校卒業前の子どもを含む世帯
 ▷10万円 上記以外の世帯
- 申込期間 5月～翌年1月の9か月間
 ※住宅取得から1年以内の申し込みが必要です。
- 申し込み・問い合わせ 役場定住促進係

**新型コロナウイルスの影響による
 生活福祉資金の特例貸付**

福岡県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業などにより生活資金で困っている世帯に向け、資金の特例貸付を実施しています。要件については、水巻町社会福祉協議会にお問い合わせください。

【緊急小口資金】
 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

●対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急か

つ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

●貸付上限額 10万円以内

※ただし、特に必要と認められる場合は、20万円以内です。

●貸付利率 無利率

【総合支援資金】
 日常生活の維持が困難となった場合に、原則3か月以内の生活費用の貸付を行います。

●対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(原則、自立相談支援事業による継続的な支援を受けることが要件となります)

●貸付上限額
 ▽2人以上 月20万円以内
 ▽単身 月15万円以内

●貸付期間 原則3か月以内

●貸付利率 無利率

●問い合わせ 社会福祉協議会 ☎ 202局3700番

**新型コロナウイルスの影響で
 水道料金の納付が困難な人へ**

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金・下水道使用料を支払いきれない場合に、申請に基づき、最長で令和3年3月末日まで支払いの猶予が認められる場合があります。まずは、現在の状況を相談してください。

**新型コロナウイルスの影響で
 町税の納付が困難な人へ**

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税を納付できない場合に、申請に基づき納付の猶予が認められる場合があります。町税を納期限までに納付できない場合は、早めに相談してください。

**日曜日や祝日の急患は
 休日急病センターへ**

- 診療時間 午前9時～11時30分
 午後1時～4時30分
- ところ 遠賀中間休日急病センター(遠賀中間医師会おんが病院内・遠賀町尾崎)
- 診療科 内科・小児科
 ※乳幼児は専門外の医師が担当する場合があります。事前に電話で問い合わせをしてください。
- 夜間の電話受付時間
 ▽日曜日・祝日 午後5時～10時
 ▽平日 午後6時～10時
- 問い合わせ 遠賀中間休日急病センター ☎ 282局9919番

**地域住民の視点で支援を行う
 市民後見人・法人後見従事者になりませんか**

問い合わせ
 水巻町
 社会福祉協議会
 ☎ 202-3700

成年後見制度は認知症や知的、精神などの障がいにより判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの契約や財産管理などを行い、その人が安心して地域で暮らせるよう本人の生活や財産を守る制度です。

住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよう、その担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」、法人等団体の職員を対象とした地域住民の権利擁護に貢献する「法人後見従事者」の養成講座を開催します。

- 対象 町内に住んでいるまたは勤務している20歳以上の人
 ※詳しくは社会福祉協議会および役場障がい支援係の窓口で配布する募集要項を確認ください。
- 費用 2,000円(テキスト代)
- 定員 20人程度
 ※申込多数の場合は選考します。
- 申込期限 5月22日(金)
- 申込方法 募集要項を確認のうえ、受講申込書に必要事項を記入して、社会福祉協議会窓口へ提出してください。



とき・主要内容
 ※ところはすべていきいきほーるです。

とき	主要内容
6月6日(土) 午前9時～午後4時40分	後見制度の概要 地域における市民後見人の役割 日常生活自立支援事業
6月13日(土) 午前9時～午後4時50分	後見制度・関連法の知識 対象者の理解
7月4日(土) 午前9時～午後4時	対人援助演習
7月18日(土) 午前9時～午後5時20分	対象者の理解 後見業務の現状と課題 後見業務の実際
8月1日(土) 午前9時～午後5時20分	年金制度、家庭裁判所の実務 後見業務の実際
8月29日(土) 午前9時～午後5時20分	水巻町の福祉制度 後見業務の実際、事例検討
9月5日(土) 午前9時～午後5時20分	事例検討 養成講座修了者の今後

新型コロナウイルス感染症の流行しだいで、案内した内容が変更・延期・中止になる可能性があります。

ゴールデンウィーク中の
歯科治療はこへ

- 診療歯科医院
▽5月3日(日)
このみや歯科医院(岡垣町吉木)
☎282局1800番
- ▽5月4日(月・祝)
三阪歯科医院(中間市太賀)
☎244局0315番
- ▽5月5日(火・祝)
守谷歯科医院(岡垣町野間)
☎282局5051番

※受診を希望する人は、事前に医院へ連絡してください。
不正大麻・けし撲滅運動
「けしの花」に御用心
「けしの花」を見かける季節になりましたが、けしには植えていけないものがあります。次のような「けしの花」を見かけた人は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所または警察まで連絡してください。
●植えてはいけない「けしの花」
▽草丈が大きく1メートル以上
▽全体が白っぽい緑色で、毛がない
▽茎を抱え込むように葉が生えて

募集

百年目の国勢調査
調査員を募集します
5年に一度の国勢調査は、さまざまな政策の基礎となる最も重要な統計調査です。国勢調査の調査員として活動してみませんか。
●対象 20歳以上の人
※警察職員や選挙事務所の関係者などは除きます。
●定員 150人程度
●内容
▽業務 説明会への出席、現地確認、調査票の配布・回収など
▽任命期間 8月下旬～10月下旬の2か月
▽報酬 60世帯程度の調査区で3万8000円程度
●申込期限 5月11日(月)
●申し込み・問い合わせ 役場定住促進係 ☎201局4321番
愛情とマナーをもって
犬のしつけ方教室

相談

●内容 講習・実技
※1回目は講習のみのため犬の同伴はできません。
●費用 1000円
※見学のみの人は無料です。
●申込期限 5月27日(水)
●申し込み・問い合わせ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 ☎(0940)47局0344番
あなたは知っていますか
ペットと災害への備え方
動物と暮らしている人を対象に、災害に備えることの重要性やそのノウハウ、備えておくべきことを学べる講座を開催します。
●とき 5月12日(火) 午後3時～4時30分
●ところ 県宗像総合庁舎(宗像市東郷)
●費用 無料
●申込期限 5月7日(木)
●申し込み・問い合わせ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 ☎(0940)47局0344番

町有地を入札で売却
JR水巻駅から徒歩10分

●問い合わせ 役場管財係 ☎201-4321

- ところ 立屋敷二丁目54番6、54番8
- 現況 更地(北側・西側道路と接道)
- 面積 335.12㎡(2筆合計)
- 地目 宅地
- 建ぺい率・容積率 60%・200%
- 設備 電気・上下水道
- 最低入札価格 8,855,000円
- 申込方法 町ホームページや役場管財係窓口で取得した申込書に必要な書類を添付し、管財係に申し込んでください。
- 申込期限 5月15日(金)
- 入札日 5月22日(金)



まずは場所をチェック!

- とき 6月3日(水) 午後1時30分～3時30分
- ▽2回目 6月10日(水) 17日(水)・24日(水) 午前9時30分～11時30分
- ところ
▽1回目 宗像・遠賀保健福祉環境事務所遠賀分庁舎(吉田西)
▽2回目 4回目 ふれあいの里(遠賀町浅木) 屋内運動場
- 対象 4か月齢以上で畜犬登録、狂犬病予防注射をしている健康な犬とその飼い主で全4回ともに参加できる人
- 定員 10組(未受講者を優先)
- ▽講習・実技 10組(未受講者を優先)
- ▽見学 20人(先着順)

相談

一人で悩まず相談を
福岡県巡回交通事故相談
●とき 5月13日(水) 午前10時～午後4時
●ところ ハピネスなかま(中間市通谷)
●問い合わせ 県交通事故相談所 ☎(092)643局3167番

社会福祉協議会の
相談事業

各種相談事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月末まで電話相談のみです。5月以降の対応は流動的なため、相談予定の人は問い合わせてください。

【住民相談員の住民相談】

日常の悩みを一人で抱え込まずに相談してください。
●とき 毎週月曜日・金曜日(祝日は除く) 午後1時～4時
※5月22日(金)は中止です。
【弁護士無料法律相談】
●とき 5月12日(火)・28日

【司法書士の無料法律相談】

(木) 午後1時～4時
●定員 各7人(先着順)
●対象 町内に住んでいる人
●申込開始日 5月1日(金) 午前8時30分
●とき 5月9日(土) 午後1時～4時

【行政相談委員の行政相談】

暮らしの中で行政に対する意見や要望、苦情などはありませんか。
●とき 5月11日(月) 午後1時～4時
【介護支援専門員の介護相談】
介護について困っていることや

悩んでいることがあれば、相談してください。
●とき 5月20日(水) 午後1時～4時
【共通事項】
●受付時間 午後3時30分まで
●問い合わせ 社会福祉協議会 ☎202局3700番

老朽危険家屋解体補助金

最大50万円

倒壊の恐れや著しい破損がある老朽危険家屋などの解体費用を補助する制度が始まりました。空き家問題の早期解決などにつなげ、暮らしやすい町づくりを進めていきます。
●対象 老朽危険家屋の所有者など ※対象・対象家屋は、ほかに細かい要件があります。
●対象家屋 町が定める不良度判定基準の点数が一定以上の建築物
●補助金額 解体工事費の2分の1 ※50万円を上限とし、千円未満は切り捨てです。
●申し込み・問い合わせ 役場定住促進係 ☎201局4321番

ファイナンシャルプランナーによる
納税相談

●問い合わせ 役場納税係 ☎201局4321番

ファイナンシャルプランナーによる
税金を「払いたくないけど払えない」人を対象に、ファイナンシャルプランナーの無料相談事業を行っています。

とき

- ▽5月7日(木) 午後2時～7時
- ▽7月5日(日) 午前9時～正午、午後1時～3時
- ▽9月10日(木) 午後2時～7時
- ▽11月5日(木) 午後2時～7時
- ▽12月6日(日) 午前9時～正午、午後1時～3時
- ▽3月7日(日) 午前9時～正午、午後1時～3時

※予約制で、相談時間は1時間程度です。



ファイナンシャルプランナーとは

家計支出や負債などの現状を分析し、相談者の将来設計を達成するため、長期的かつ総合的な視点でアドバイスをを行う、国家資格を持つ専門家です。

年金

年金受給資格を確認し、年金が受給できるようにになった。

家計

家族全員の収入や支出を見直し、無駄な支出を抑え、借金の返済や納税につながった。

改善事例

借入

ローンの返済を見直し、毎月の返済額が下がった分で納税につながった。

過払

相談から過払い金が発生することが分かり、過払い金請求につながった。